

公取企第61号 平成26年6月27日

一般社団法人日本加工食品卸協会 会長 國分 勘兵衛 殿

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長 原



納入業者との取引の公正化について(要請)

公正取引委員会は,独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき, 違反行為に対して厳正かつ効果的に対処するとともに,取引の実態を把握する ための調査を実施するなどして,違反行為の未然防止に努めているところです。

今般、公正取引委員会は、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に焦点を当てて実態調査を実施し、その結果を平成26年6月20日に「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」として公表しました。

今回の調査の結果,優越的地位の濫用となり得る行為のうち,プライベート・ブランド商品の取引を開始する際の取引条件の設定等に関する行為が相対的に多く行われている状況が明らかとなりました。具体的には,製造業者等から,

「原価構成や製造工程に係る情報などの情報の開示を取引条件として設定されている。」, 「プライベート・ブランド商品についてナショナル・ブランド商品と同水準の原材料の使用を求められるにもかかわらず, 取引価格についてはナショナル・ブランド商品より著しく低い価格での取引を要請されている。」などの回答が一定程度寄せられたところです。

このような状況を踏まえ、貴協会におかれましては、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果並びに独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法の内容について周知徹底を図り、違反行為を行うことのないよう、傘下会員に対する指導方要請します。



26食産第1324号 平成26年6月20日

#### 一般社団法人 日本加工食品卸協会会長 殿

農林水産省食料産業局食品小売サービス課長農林水産省食料産業局食品製造卸売課長

食品流通に係る取引の適正化の推進について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から食品の円滑かつ効率的な 流通の確保について、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、6月20日、公正取引委員会において「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」が公表されました。(別紙)

本調査は、食品小売業者等と食品製造業者等との取引において優越的地位の濫用につながり得る行為が行われているおそれがあることを踏まえ、食品小売業者等と食品製造業者等との取引実態を把握するため、実施されたものです。

調査結果によると、食品小売業者等と食品製造業者等との取引において優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている場合があることが指摘されています。

優越的地位の濫用規制の考え方については、公正取引委員会が「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」(平成22年11月30日公正取引委員会公表、以下「ガイドライン」という。)を策定・公表しているところです。

つきましては、貴会におかれては、法令違反の未然防止を図る観点から、傘下会員に対し、ガイドライン及び関係法令を改めて周知するとともに、コンプライアンスの徹底をよろしくお願いします

なお、公正取引委員会は、関係事業者団体に対しては本調査結果を報告するとともに、改めてガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における公正化に向けた自主的な取組を要請すると承知しており、貴会におかれても適切に対処するよう併せてお願いいたします。

事務局発第392号 平成26年7月2日

各 位

一般社団法人 日本加工食品卸協会 会長 國分 勘兵衛 < 公印省略 >

#### 納入業者との取引の公正化について

拝啓 盛夏の候 貴社ますますご隆昌の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご協力を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、今般公正取引委員会は、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に焦点を当てて実態調査を実施し、その結果を平成26年6月20日に「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」として公表されました。

今回の調査の結果、優越的地位の濫用行為となり得る行為のうち、プライベート・ブランド商品の取引を開始する際の取引条件の設定等に関する行為が相対的に多く行われている状況が明らかになりました。またこの調査の中で卸売業者からも優越的地位の濫用となり得る行為を受けている旨の回答が一定程度見られたとのことであります。卸売業者が行っている要請等の中には、卸売業者が、自社の利益を図るために要請等を行っている場合だけではなく、小売業者から要請等を受けた費用を自社だけで負担しきれず、その費用の一部又は全部の補填を製造業者に要請している場合もあると考えられるが、こうした要請等についても卸売業者と製造業者との間での優越的地位の濫用となり得るものであるとしております。

このような事から公正取引委員会より弊協会に別紙の文書 (要請)が出されました。 弊協会としては、昨年の「物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査報告 書」に引き続き要請を受けた事実を真摯に受けとめ、法令違反行為の未然の防止を図る 観点から会員卸の皆様に周知徹底を図るとともに、取引の公正化に向けてより積極的な 取り組みをお願いするししだいであります。

敬具

\*実態調査報告書についての詳細は、お手数ですが公正取引委員会のホームページ (下記)から閲覧・取得していただきますようお願いいたします。

( http://www.jftc.go.jp/ )

## トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン 国土交通省

平成20年3月14日

平成27年2月12日改訂

## (抜 粋)

#### 目 次

第1章 トラック運送業における適正取引の必要性1
1. トラック運送業において適正取引推進ガイドラインを策定する意義1
第2章 取引上の問題点と望ましい取引形態3
1. 独占禁止法及び下請法が対象とする取引3
2. 運賃の設定
3. 運賃(代金)の減額
4. 運送内容の変更16
5. 運賃の支払遅延
6. 運送に係る付帯作業の提供23
7. 購入・利用強制の禁止26
8. 長期手形の交付
9. 報復措置の禁止
10. 書面の交付、作成、保存31
11. 手待ち時間の改善35

#### 11. 手待ち時間の改善

#### (1)トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者が、運送委託者の都合による手待ち時間の実態を把握している にもかかわらず、計画的な発注や積込等の対策を講じないこと
- 運送委託者の都合により、出発時間・到着時間が変更され、運送受託者に、 車両留置料等の追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担 しないこと
- 運送委託者が、着荷主の都合により待機時間が発生しているにもかかわらず、待機時間発生の課題を特定せず、対策を講じないこと
- 着荷主の都合により、荷卸し時間が変更され、運送受託者に追加費用が生 じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと。

#### (2) 関連法規の留意点

特定荷主(親事業者)が出発時間を指定したにもかかわらず、特定荷主(親事業者)の都合で積み込み時間が遅れた場合に、その待ち時間について必要な費用を負担しないことがある。

#### 〇 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、必要な費用を負担せず に当初の運送依頼の内容を変更させ、特定物流事業者の利益を不当に害す ることは、物流特殊指定第1項第7号に該当し、独占禁止法に違反するお それがある。

#### 〇 下請法の留意点

下請法等の適用対象となる取引を行う場合、親事業者がこのように必要な費用の負担をしない当初の運送依頼の内容変更は、下請法第4条第2項第4号の「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当し、下請法

に違反するおそれがある。

#### 〇 貨物自動車運送事業法の留意点

トラック運送業者は、貨物自動車運送事業法第17条第3項において、「輸送の安全の確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない」とされており、トラック運送事業者自らが運行の安全の確保を図るべきであるが、荷主との連携・協力も重要である。

運送委託者が自ら直接、運行に関する指示を行うことにより、輸送の 安全を阻害する行為がみられた場合、最終的には「荷主への勧告」をお こなうこともあり得る。

#### (3) 求められる取引慣行

- 積込み時間を指定した時、運送委託者の都合で待ち時間が発生した場合は、待ち時間を踏まえた合理的な積算に基づき、運送委託者は適切な 費用負担をすることが望ましい。
- 運送受託者は、運送委託者に対し手待ち時間改善の申し入れを行うこと が求められる。

また、申し入れを受けた運送委託者は、受付時間枠の設定や拡大を行い物流施設内の貨物の平準化を図ること及び貨物量に応じた物流施設の運営を目指すことが求められる。

- 運送委託者、運送受託者の双方は、定期的な会議を設ける等、手待ち時間の実態及びそれに係る問題意識を共有し、双方で改善策を検討、実施することが求められる。
- 運送委託者(発荷主)は、着荷主先での手待ち時間の実態把握、業務分析の実施、計画的な発注や取り卸及びブースの増設等への取組により、 手待ち時間削減を行うとともに、車両が敷地内で待機できる措置を講ずることや着荷主先での窓口の設置依頼を行うことが求められる。

#### (4)望ましい取引実例

<安全運行のためのシステム導入例>

運行管理・配車システムを構築することで、運送の依頼内容が変更になった場合、迅速に対応できるようになったうえ、無理な運行依頼に対しては、運送委託者に対し逆に無理のない提案ができるようになった。

<パートナーシップによる適切な役割分担を行った例>

運送委託者と連絡を密にとり、ドライバーの出庫時間の調整を行った。 運送委託者と話し合い、積み込み時間や納品時間を調整することにより、 手待ち時間が短縮された。

物流施設のバースを大口と小口バースに分けてもらうことにより手待ち 時間が短縮された。

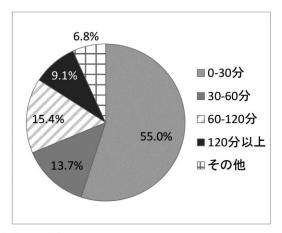
#### 手待ち時間の改善における着荷主の役割

サプライチェーン全体の最適化を進める上で、輸送の効率化は重要な課題であり、着荷主等においても、トラックの手待ち時間の改善を進めることは大きな意義があります。

- 着荷主等においてもトラックの手待ち時間を調査し、実態を把握するとと もに、手待ち時間が存在する施設、時間帯、状況等を特定し、分析すること が望ましい。
- 着荷主等は、運送受託者から手待ち時間改善の申し入れがあった場合には、 受付時間枠の設定や拡大を行い物流施設内の貨物の平準化を図ること及び貨物 量に応じた物流施設の運営を目指すことが望ましい。
- 着荷主等、運送委託者、運送受託者は、定期的な会議を設ける等、手待ち時間の実態及びそれに係る問題意識を共有し、双方で改善策を検討、実施することが望ましい。
- 着荷主先でも、積み込み時間等の調整を行える一元的な窓口を設置すること が望ましい。
- ※特に配送センターでは、長時間の手待ち時間(妥当と思われない要請)が発生する傾向にあるため、留意する必要がある。



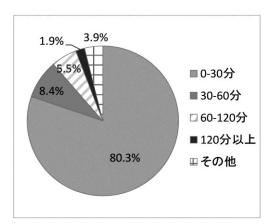
(分)	到着~荷	苛役開始
	件数	%
0-30分	422	55.0%
30-60分	105	13.7%
60-120分	118	15.4%
120分以上	70	9.1%
その他	52	6.8%
合計	767	100.0%



配達時に1時間以上手待ち時間があるが24.5%

到着~荷役開始までの手待ち時間[集荷]

(分)	到着~荷	苛役開始
	件数	%
0-30分	248	80.3%
30-60分	26	8 4%
60-120分	17	5.5%
120分以上	6	1.9%
その他	12	3.9%
合計	309	100.0%



集荷時に1時間以上の手待ち時間があるが7.4%

主要産業の配送センターにおける手待ち時間

		到表	<b>着~</b> 7	苛役開始	(手往	寺ち時間)	1	
	0-60	分	60-1	120分	120	分以上	-	-
主要産業合計	132	50.9%	72	27.8%	45	17.4%	10	3.9%

荷主庭先実態調査報告(日本路線トラック連盟)より

企業名:			,	入荷受	付 記 錄	簾				1	种	Я В	
運送会社	運転手名	連絡先 (携帯)	車格	メーカー名	荷下手段	。 (本) (種類	次配送先 の有無	次配送先 軒数	センター 着時間 ①	受付時間 ②	荷下開始 時間 ③	終了時間	
			t		バラ・パレット	JPR・ビーゲ その色	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その色	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その他	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その色	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その他	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その街	有・無						
			+		バラ・パレット	JPR・ビール その色	有・無		,				
			t		バラ・パレット	JPR・ビード 外の街	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビーゲ 外の街	中・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビーゲ 外の街	・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビーゲ 外の街	ず・無		,.				
			t		バラ・パレット	JPR・ドーゲ やの街	・・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その他	・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ドーゲ から街	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・バーゲ かの街	中・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その他	有・無			:	:		
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その他	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その他	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR・ビール その他	有・無						
			t		バラ・パレット	JPR ・ビール	本・無						

(日食協標準様式)

※) 待機中はアイドリングストップを!!

NO.

### 2014年度

## 一般社団法人日本加工食品卸協会の自主行動計画 (低炭素社会実行計画)についての調査票提出の内容骨子

- 環境数値算定標準化推進協議会 -

 $(2013.4 \sim 2014.3)$ 

(提出先:農林水産省食品産業環境対策室)

\*一般社団法人 日本加工食品卸協会の会員数 正会員 132社(平成26年3月末現在)

#### I. 温暖化対策(CO<sub>2</sub>排出抑制対策)

①特定荷主(輸配送部門)

・フオローアップに参加している会員卸数及び売上高(倉出売上高他)

10社 89, 198億円(前年比109.8%)

・フオローアップカバー数 正会員の7.6%%(10社/132社)

(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品三菱食品・ヤマエ久野)

#### ②特定事業者(事業場部門)

・フオローアップに参加している会員卸数及び使用面積(延床面積)

16社 4,851,213㎡(前年比106.4%)

•フオローアップカバー数 正会員の12.1%(16社/132社)

(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・関東国分・国分・昭和・トーカン・日本アクセス・日本酒類販売藤徳物産・マルイチ産商・ 三井食品・三菱食品・山形丸魚・ヤマエ久野・ユアサフナショク)

#### 1. 自主行動計画における目標

「地球温暖化」について、加工食品業界における中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費原単位を基準年度2011年度に対し、2020年度においては事業所毎に95%の水準にすることを目標とする。(特定荷主の輸配送・特定事業者の事業場の両部門で)

#### 2. 目標達成のための取り組み

(特定荷主)

- ・着荷主との取引慣行を見直し、配送頻度を変更
- ・最適物流拠点へ再配置して輸配送距離を短縮し、燃料使用量を低減化
- ・配送委託先ドライバーに対するエコドライブの啓発・推進
- ・車両単位の日々の運行実績を把握し、月次エネルギー使用量を自動計算化
- ・ASPサービスの運行管理システムを委託物流会社に提供
- ・共配事業を拡大推進し、業界全体で配送効率を高めCO。の削減に努める
- ・配送距離短縮・積載効率向上により、売上対比の燃費の向上を図る

- ・幹線輸送事業者との連携による往復荷の確保で空車率を改善 (特定事業者)
- ・デマンド監視装置の設置による使用エネルギーの見える化の推進
- ・窓ガラスへの遮光フィルムの導入
- ・OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更
- ・長時間離席時のパソコンの電源オフ
- •空調の効率運転、夏季、冬季の室温設定の徹底化
- ・不要時間の照明消灯の徹底やエレベーターの使用削減
- ・クールビズ、ウォームビズの導入実施と扇風機・サーキュレーターを活用して設定温度の調整
- ・太陽光発電パネルの装着と蓄電設備の導入
- ・蛍光管の間引き
- ・省エネ型冷凍機、製氷機への設備更新
- ・ボイラーのエネルギー転換(A重油⇒都市ガス)
- ・屋根に遮熱塗料を導入実施

#### 3. エネルギー消費量・CO2排出量の実績

\*(特定荷主企業10社合計数值)

	2006年	2007年	2008年	2009 年
生産高(倉出売上高他)	55,546 億円	65,355 億円	66,385 億円	66,079 億円
エネルギー消費量(原油換算 kl)	130,200kl	142,576kl	137,952kl	134,726kl
エネルギー消費量原単位(原油換算/億円)	2.34	2.18	2.08	2.04
CO <sub>2</sub> 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	345,786	378,371	366,226	357,592
CO <sub>2</sub> 排出原単位(t-CO <sub>2</sub> /億円)	6.23	5.79	5.51	5.41
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
生産高(倉出売上高他)	68,090 億円	76,645 億円	81,252 億円	89,198 億円
エネルギー消費量(原油換算 kl)	138,517kl	151,015kl	165,528kl	174,612kl
エネルギー消費量原単位(原油換算/億円)	2.03	1.97	2.04	1.96
CO <sub>2</sub> 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	367,240	400,961	439,341	463,543
CO <sub>2</sub> 排出原単位(t-co <sub>2</sub> /億円)	5.39	5.23	5.41	5.20

#### \*(特定事業者企業 16 社合計数值)

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
使用面積	4,400,240 m <sup>2</sup>	4,342,886 m²	4,433,135 m²
エネルギー消費量(原油換算 kl)	137,347kl	145,547kl	138,528kl
エネルギー消費量原単位%(原油換算/使用面積 100 ㎡)	3.121	3.351	3.125
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	240,827	234,904	233,882
調整後 CO₂ 排出量	205,027	205,179	204,626
CO <sub>2</sub> 排出原単位(t-CO <sub>2</sub> /使用面積 100 m³)	5.467	5.409	5.276
調整後 CO <sub>2</sub> 排出原単位	4.659	4.724	4.616

	2012 年度	2013 年度	
使用面積	4,561,164 m <sup>2</sup>	4,851,213 m <sup>2</sup>	
エネルギー消費量	148,658kl	152,625	
エネルギー消費量原単位%(原油換算/使用面積 100 ㎡)	3.259	3.146	
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	294,411	336,333	
調整後 CO <sub>2</sub> 排出量	250,963	290,503	
CO <sub>2</sub> 排出原単位(t-CO <sub>2</sub> /使用面積)	6.455	6.933	
調整後 CO <sub>2</sub> 排出原単位	5.502	5.988	

#### 【2013年度のエネルギー消費量・CO<sub>2</sub>排出量増減の理由】

#### (特定荷主)

・2013年度における加工食品卸業界は、流通の再編統合や物流受託事業の増加により上位集中化が強まり、売上高は前年比109.8%と大幅に増加した。必然的に車両台数は増加したが、エネルギー消費量の削減策を講じた結果、原単位は前年より良化し、基準年度の水準を下回る原単位を確保する。

#### (特定事業者)

・加工食品流通は、機能の高度化を目指した、フルライン物流の進展から温度帯管理の物流 設備の増強があり、延べ床面積が増加し(106.4%)エネルギーの消費量も増加する。しかし ながらエネルギー消費の効率化により原単位は良化を示し基準年度に近づく。

#### 4. クレジット等の活用状況と今後の予定

自主行動計画(低炭素社会実行計画)に参画している事業者のうち1社は、J-VE R物流分野のクレジットを30tCO₂創出(2010年~2012年)。J-VER森林分野クレジットは2012年までに815tの $CO_2$ クレジットを創出。一部オフセットに使用している。国内クレジットは、物流分野で方法論を作成。J-VER、国内クレジットの統合クレジットJクレジット制度においても $CO_2$ クレジットの創出を検討中。卸売業の事業活動全般をカーボンニュートラルする計画を申請、認証を得た。

#### 5. 森林吸収に関して

自主行動計画(低炭素社会実行計画)に参画している事業者のうち1社は、関係者が保有する 三重県松阪市の山林をJ-VERの間伐促進型プロジェクトとして認証を受け、5年計画で手入 れを進めている。その山林は森林吸収の観点だけでなく生物多様性の面も考慮に入れて管理 を行っている。

#### Ⅱ. 廃棄物対策

(1) 自主行動計画における目標

事業所毎に発生する廃棄物の発生を抑制して、減量化し、いっそうの再資源化を進めて、 排出物の削減に努める。特に食品廃棄物については「食品リサイクル法」に定める業種別 再生利用等の実施目標(食品卸売業 70%)、発生抑制の目標値(業種別基準発生原単 位 4.78Kg/百万円 業界自主管理目標)に向けて取り組む。

- (2) 目標達成のための主要な取り組み
  - ・事務消耗品の廃棄物(特に書類)の発生を極力抑制
  - ・コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の 複数活用の推進
  - ・電子化による紙類の使用減を図る
  - ・分別収集による資源リサイクルの推進
  - ・過剰梱包材・配送資材の廃止依頼
  - ・流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
  - ・「食品リサイクル法」のリサイクル率達成に向けて廃棄物管理の徹底
    - ① 電子マニュフェスト化による「見える化」促進
    - ② 廃棄物処理ルートの見直し
  - (3) 2013 年度に実施した廃棄物対策の事例、効果
    - ・2007 年度に弊協会が作成した「改正食品リサイクル法への対応ガイドライン」及び「産業廃棄物の処理について」の再改訂版を策定し啓蒙・普及活動に取組む
    - ・食品廃棄物の発生抑制の業界の自主管理目標として原単位を設定
    - ・食品廃棄物を循環リサイクルできるよう容器と廃棄物を出来るだけ分別した廃棄物・再資源化 量等の実績
    - ・フォローアップに参加している会員卸数及び売上高 7社 6,960,920 百万円
    - •フォローアップカバー数 正会員の 5.3% (7社/132 社)

(伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・トーカン・マルイチ産商・三菱食品)



2 6 環改保第 1050 号 平成27年 3月31日

各 位

東京都環境局 環境改善部長 木村



改正フロン法に係る第一種特定製品の管理者に対する取組等の 実施及び周知について(依頼)

日頃から、東京都の環境行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。 平成27年4月から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法 律第64号)」が施行されることに伴い、フロン類を冷媒として使用している業務用の空調冷凍機 器の管理者に対し、当該機器の定期点検等が下記のとおり義務付けられることとなりました。

これらの取組について、貴団体でも実施していただくとともに、貴団体所属の会員様にも取組を実施していただきますよう、会員誌への掲載など周知等のご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 義務の対象者

業務用空調機器 (エアコン)、業務用冷凍冷蔵機器を所有(管理)する方 (第一種特定製品(①や②を所有している者は、第一種特定製品の管理者となります。)。

- ① 業務用エアコンディショナー(空調機器)
- ② 業務用冷凍庫・冷蔵庫(冷凍・冷蔵機器)
- 2 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置(義務の内容)
  - 定期点検、簡易点検
  - 点検結果の記録・保存
  - フロン類の漏えいがあった場合には、算定漏えい量を事業所管大臣に報告 等
- 3 取組の開始時期

平成27年4月1日

(算定漏えい量の報告は、27年度の結果を28年度に報告する。)

- 4 その他
  - (1) フロン排出抑制法の運用の手引きは、「東京都フロン対策のホームページ」からご覧い

ただけます (ダウンロードも可能です。)。

(2) 別添ちらし「フロン排出抑制法に関するお知らせ」は、「東京都フロン対策のホームページ」からご覧いただけます(ダウンロードも可能です。)また、さらに詳細を記載した 資料もホームページに掲出しています。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html

東京都 フロン対策 で検索

- (3) 今回のフロン排出抑制法の施行により、都道府県知事は第一種特定製品の管理者に対する指導・助言、立入調査等が実施できることとなりました。
- (4) フロン類を使用していない業務用冷凍冷蔵機器など(いわゆるノンフロン機器)は、 今回の定期点検等の義務が発生しません。
- (5) 当該機器の導入や買い替えをご検討の際は、より環境影響の少ない機器(地球温暖化係数の低いフロン類を使用した機器)やノンフロン機器(自然冷媒を使用した機器)もご検討ください。

【お問い合わせ先】

東京都環境局環境改善部 環境保安課フロン対策担当

電話 03-5388-3471 (直通)

#### 業務用空調機器・業務用冷凍冷蔵機器をお持ちのみなさまへ

フロン排出抑制法に関するお知らせ

## 機器の点検が義務化されました

平成27年1月時点の情報

地球

温暖化

娯楽施設

オゾン層

いろいろな建物に第一種新製品はあります

商業施設

事務所/雑居ビル

破壊

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「**フロン排出抑制法**」として27年4月1日に施行されることとなりました。これより、業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器を所有(管理)している方は、『**定期点検**』などに取り組むことが義務付けられました。

#### 〇 法改正の目的

高い温室効果を持つフロン類 (HFC等)の機器使用時の排出 (漏えい)が増加しています。この状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄まで対策を講じることとなり、法が改正されました。

フロン回収破壊法 → フロン排出抑制法(平成27年4月1日施行)

法対象	件ウファン	CFC (R11、R12、R502 など)	
0	材化ノロン	HCFC (R22、R123、R402A、R403A、R509A など)	
フロン類	代替フロン	HFC (R32、R134a、R404A、R407C、R410A など)	

#### 〇 法改正で誰が対象になるの?

#### 第一種特定製品※1の管理者※2です。

フロン類を使用した機器うち、第一種特定 製品に当たる業務用の冷凍空調機器の管理者 は、法に基づき、管理の適正化 (漏えいさせない ための措置) に努めることが必要となります。

#### ※1 第一種特定製品

- … 冷媒としてフロン類が充填されている次の機器です。
  - ① 業務用の空調機器(エアコン)

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、空調用 チラー、スクリュー冷凍機、ガスヒートポンプエアコン、 スポットエアコン 等

#### ② 業務用の冷蔵機器及び冷凍機器

冷蔵・冷蔵ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・ 冷凍庫、冷水機、ビールサーバー、輸送用冷蔵冷凍ユニット、冷凍冷蔵用チラー 等

# 機器の構成イメージ 1 2

#### ※2 管理者

… 当該製品の所有権の有無若しくは管理権限の有無によって判断されます。

所有及び管理の形態(例)	「管理者」となる者
自己所有/自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者 (建物のオーナー)

1

#### 〇 管理者が取り組むべき事項は?

管理している第一種特定製品(機器)の規模によって、次のように「**機器の定期点検」「点検の記録・記録の保存**」等が順守事項となります。

	機器の定期点検	点検の記録	漏えい量の
144 PR - 40 Ht - 80 FF /- /	DATE - ALASIANDA	記録の保存	報告
機器の規模に関係なく 全ての機器の管理者	簡易点検	0	0
一定規模以上の機器の 管理者	簡易点検+ 有資格者※3の定期点検	(機器を廃棄する まで記録を保存)	(1事業者 1,000t-C02以上 漏えいの場合)

- ※3 有資格者とは、冷凍空調設備に知見のある次の資格を有した者等を指します。
  - A 冷媒フロン類取扱技術者 ((一社) 日本冷凍空調設備工業連合会、JRECO)
  - B 以下の資格を有した者で点検に必要となる知識等の習得に伴う講習を受講した者
    - a 冷凍空調技師(日本冷凍空調学会)、b 高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会)、c 保安責任者以外であって、第一種特定製品の製造又は管理の業務に5年以上従事した者、d 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)、e 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
  - C 日常的に第一種特定製品の整備や点検を3年以上行っている十分な知見を有した者で点検に必要となる 知識等の習得に伴う講習を受講した者

#### 〇 規模の分かれ目は?

管理する第一種特定製品の機器注1の**圧縮機に用いられる電動機の定格** 出力注2が **7.5kw** 以上かどうかです。

- 注1 対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により 判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに2台の機器が使われている場合は、2台の合計の定格 出力で判断します。
- 注2 ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」を「動力源となるエンジンの定格出力」に読み替えます。

#### 〇 点検ってどんな内容?

点検には「**定期点検**」「**簡易点検**」の二種類があり、管理者に求められる点 検の内容の詳細は、次のとおりとなります。

A	点検種別	対象機	と規模	点検方法	点検頻度
	簡易 点検	全ての機器		目視確認等 ・製品からの異音 ・製品外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ・熱交換器の霜付き 等	四半期ごと (季節ごとの運転 切り替えなどを考 慮した点検)
		空調機器	50 k W以上 (中央方式エブコン 等)	有資格者による①と②若しくは③ の組み合わせにより実施 ①目視確認等	年に1回
	定期点検	<u></u> 二	7.5~50 k W (ビル用マルチエスコン 等)	②間接法 ・機器の運転状況などの記録などから判断 等	3年に1回 注3
		冷凍機器 冷蔵機器	7.5kW以上 (冷凍冷蔵エット等)	③直接法 ・発泡液で確認 ・蛍光剤で確認 等	年に1回

注3 3年に1度以上の定期検査とは、法施行後3年の間に1回以上の点検を言います。このため、法施 行初年度に当該規模の機器の点検を一度に行う必要はありません。計画的な実施をお願いいたします。

#### 〇 点検の記録と保存

点検の記録は、該当する機器ごとに必要となります。

#### [記録事項]

- ✔ 管理者・点検実施者・修理実施者・第一種フロン類充填回収業者※4の名称・氏名
- ✓ 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- ✔ フロン類の初期充填量
- ✓ 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果
- ✓ 充填・回収の日時及び充填・回収したフロン類の種類・充填量・回収量 など [記録の保存期間]

当該機器の廃棄まで保存

#### [点検記録簿]

簡易点検の記録簿は、東京都フロン対策のホームページに見本を掲載しています。 定期点検の記録簿は国のひな型があります。

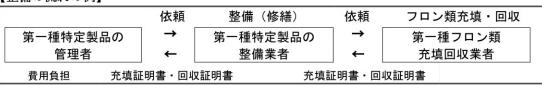
#### ※4 第一種フロン類充填回収業者

法施行と同時に、現行の「第一種フロン類回収業者」は、次の業者登録の更新まで充填行為が可能な「第一種フロン類充填回収業者」にみなされます。

#### 〇 フロンの漏えいが確認されたら(機器の整備)

管理者は、**可能な限り速やかに漏えい個所を特定**し、修繕を行います<sub>産4</sub>。 フロンの充填や回収は、都知事の登録を受けている「第一種フロン類充填回収 業者」が行います。修繕終了を確認する際、フロンの「回収証明書」や「充填証 明書」を受け取り、保管するようにしてください。

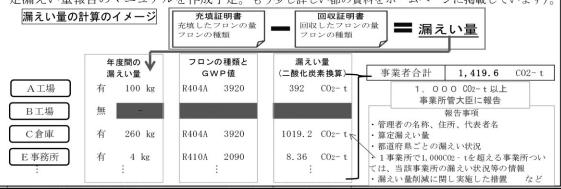
#### 【整備の流れの例】



注4 漏えい個所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。

#### 〇 漏えいがあったら国へ報告を

管理者は、漏えいしたフロンの量を、地球温暖化係数(GWP)で換算し、1,000 トン以上の漏えい(事業者としての合計)があったときには、事業所管大臣)への報告が必須です(国が算定漏えい量報告のマニュアルを作成予定。もう少し詳しい都の資料をホームページに掲載しています)。



3

#### 〇 第一種特定製品の設置時も配慮を

第一種特定製品の損傷等を防止するため、適切な場所への設置や設置環境の保全も必要です。

◆ 設置時 ◆ ◆ 設置環境の保全 ◆ 周辺に振動が発生する機器がない場所を選定 点検・整備に必要な作業空間や通路を確保

設置時の環境(作業空間や通路)を維持 定期的に機器やその周辺の清掃を実施

> 行程管 理票で

> > 管理

>田収集機所推進 (秦 引取於明集(年) (2000) [最後第7]

#### 〇 第一種特定製品の廃棄時の対応

第一種特定製品の廃棄時には、フロンを適切に回収しなければなりません。都内で行うフロン の回収は、都知事に登録のある第一種フロン類充填回収業者のみが行うことができる行為です。 フロンが確実に処理されたことを「破壊証明書」若しくは「再生証明書」等の各証明書で確認 してください。

#### ■ 第一種特定製品を廃棄する者は

- 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受け た第一種フロン類充填回収業者に引き渡し (フロン類 の引渡しを中継する第一種フロン類引渡受託者に引き 渡す場合も有)
- 回収を依頼する書面を交付、その写しを保存(3年間)
- 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証 明書を保存(3年間)
- 第一種フロン類充填回収業者から回付された破壊証明書 若しくは再生証明書で、フロンの処理を確認
- 費用負担

#### 【廃棄の流れの例】

中継業者 依頼 フロン類回収 委託 依頼 処理 第一種特定製品 第一種フロン類 第一種フロン類 破壊業者 廃棄等実施者 引渡受託者 充填回収業者 再生業者 各証明書 各証明書 破壊/再生証明書

第一種フロン類充填回収業者の登録名簿は、都フロン対策のホームページで公開いたします。

#### ノンフロン機器等 導入の検討

フロン類を使用した機器を所有する方は、その機器の新規導入や買替を行う際、 より環境影響の少ない (低 GWP) 機器やノンフロン機器の導入を検討することが 求められています (法に基づく指針)。

#### 支援しています!

中小企業に対し、「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵機器(別置型ショーケース付)」 に対する補助を実施しています。設置の工事費まで補助対象となる大変お得な制 度です。ぜひ、ご利用ください。

#### フロン類の みだり放出の禁止

- 冷媒フロン類をみだりに大気中に放出することは禁止されています。
- 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

#### 詳しいことは、ホームページでご案内しています。 都フロン対策 HP

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html

#### 東京都 フロン対策



#### 東京都

環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当 電話 03-5388-3471

S0000627@section.metro.tokvo.ip



このチラシは、環境省、経済産業省の 資料等から作成しています ←経済産業省ホームページ 環境省ホーハページ→



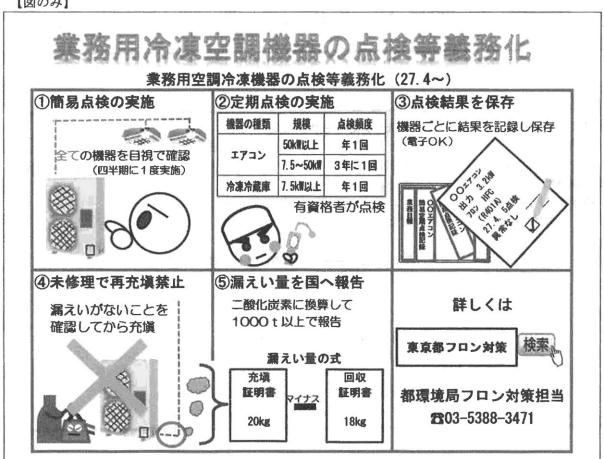




【文字のみ】

業務用公 しくは、東京都フロン対策ホームページで。での冷媒充塡の原則禁止、国への漏えい量報告など。詳での冷媒充塡の原則禁止、国への漏えい量報告など。詳冷凍空調機器の点検等が義務化されました。機器の点検フロン排出抑制法に基づきフロン類を使用した業務用フロン排出抑制法に基づきフロン類を使用した業務用 東京都環境局フロン対策担当 機冷 器の適 正機管器 理の (点検等)が美ユーザーに、 ュ ザー 電話 03-5388-3471 化され (直通) まし

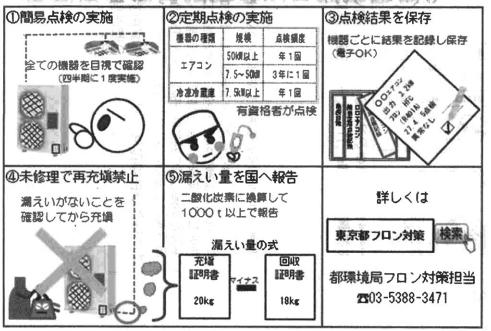
【図のみ】



#### 平成27年4月に「フロン排出抑制法」が施行されました

地球温暖化やオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制のため、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵庫や業務用空調機器のユーザー(所有者)に対し、当該機器の点検等の適正 管理が義務化されました。対応を願いいたします。

## 業務用冷凍空調機器の点機等義務化



#### A4半分 文字のみ

#### 平成27年4月に「フロン排出抑制法」が施行されました

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制のため、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵庫や業務用空調機器のユーザー (所有) に対し、当該機器の点検等の適正管理が義務化されました。対応をお願いいたします。

#### ●義務の内容

- ・ 機器の適切な場所への設置とその環境の維持
- ・ 機器の点検

(全ての機器には簡易点検、一定規模以上の機器には有識者の定期点検を)

- 未修理の機器への冷媒充填の原則禁止
- 点検・整備の記録の保存
- ・ 一定量以上のフロン類の漏えいのある場合は国へ報告
- ・ 機器廃棄時のフロン類の回収の徹底
- ノンフロン機器や温室効果の低いフロンを使用した機器の導入の検討

#### ●問い合わせ先

東京都環境局環境改善部環境保安課 フロン対策担当 **3** 03-5388-3471 東京都フロン対策ホームページで、点検記録簿の見本も掲載しています。

#### 平成27年4月に「フロン排出抑制法」が施行されました

地球温暖化やオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制のため、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵庫や業務用空調機器のユーザー(所有者)に対し、当該機器の点検等の適正 管理が義務化されました。対応を願いいたします。

#### ●義務の内容

- ・ 機器の適切な場所への設置とその環境の維持
- ・ 機器の点検(全ての機器は簡易点検、一定規模以上の機器には有資格者の定期点検を)

点検 種別	対象機器と規模全ての機器		点検方法 目視確認等 製品からの異音、製品外観の損傷、 腐食、錆び、油にじみ、熱交換器の霜 付き 等	点検 頻度 四半期ごと
簡易 点検				
定期	空調機器	50kW 以上	有資格者による①と②若しくは③の組 み合わせにより実施 ①目視確認等 ②間接法 ・機器の運転状況などの記録など から判断 等 ③直接法 ・発泡液で確認 ・蛍光剤で確認 等	年に1回
		7.5kW以上 ~50kW未満		3年に1回
	冷凍機器 冷蔵機器	7.5kW以上		年に1回

- ・ 未修理の機器への冷媒充填の原則禁止
- ・ 点検・整備の記録の保存
- 一定量以上のフロン類の漏えいのある場合は国へ報告
- ・ 機器廃棄時のフロン類の回収の徹底
- ・ ノンフロン機器や温室効果の低いフロンを使用した機器の導入の検討

#### ●問い合わせ先

東京都環境局環境改善部環境保安課 フロン対策担当 **2** 03-5388-3471 東京都フロン対策ホームページで、点検記録簿の見本なども掲載しています。

## 業務用冷凍空調機器の点検等義務化

業務用空調冷凍機器の点検等義務化(27.4~)

